

第 1 趣旨

この要領は、大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年大阪府条例第 6 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、大阪府スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に設置する大阪府スポーツ推進計画部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第 2 所掌事項

部会は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第 1 項に基づく地方スポーツ推進計画の進捗管理及び策定について、調査審議する。

第 3 組織

- (1) 部会は、条例第 7 条第 2 項の規定により、会長が指名する委員及び専門委員（以下「部会委員」という。）合わせて 6 名以内で組織する。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 7 条第 3 項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第 4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、部会委員の二分の一以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会長は、条例第 7 条第 4 項の規定により、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

第 5 庶務

部会の庶務は、府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課において処理する。

第 6 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、令和 6 年 2 月 19 日から施行する。